

事 務 連 絡
平成 2 1 年 8 月 2 4 日

各学校法人理事長 殿

茨城県総務部総務課私学振興室長

児童福祉法等の一部を改正する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた事業について幼稚園を設置する学校法人が実施する場合における寄付行為への位置づけについて

標記のことについては、児童福祉法等の一部が改正され、平成 2 1 年 4 月 1 日より施行されたことにより、児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業が、社会福祉法上の第二種社会福祉事業として位置づけられました。

これにともない、上記事業を行う学校法人（主に保育所を設置する学校法人）について、事業を実施する場合、都道府県知事への届け出が必要となりました。

その際の手続き等について、下記のとおり文部科学省より見解等が示されたので、貴職におかれましては、取り扱いについて遺漏のないよう御留意願います。

記

1 地域子育て支援拠点事業について

- (1) 児童福祉法第 6 条の 2 第 6 項に基づく地域子育て支援拠点事業は、児童福祉法施行規則第 1 条の 7 の規定により、市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限られること。
- (2) 市町村からの委託等を受けて、地域子育て支援拠点事業を実施する者については、社会福祉法第 6 9 条第 1 項に規定する事項を届け出る必要があること。
- (3) 社会福祉法第 6 9 条第 1 項に規定する届け出事項のうち「条例、定款その他基本約款」について、幼稚園を設置する学校法人においては、学校法人の寄付行為の変更（事業の実施を寄付行為に位置づけることなど）を求めるものではないこと。
ただし、事業の実施を寄付行為へ位置づけることを妨げるものではないこと。
- (4) 寄付行為に代わる事業実施根拠となる書類については、届け出の際、あらかじめ茨城県保健福祉部子ども家庭課に問い合わせること。

2 一時預かり事業について

- (1) 児童福祉法第 6 条の 2 第 7 項に基づく一時預かり事業を行う場合、児童福祉法第 3 4 条の 1 1 第 1 項の規定に基づいてあらかじめ届け出る必要があること。
なお、社会福祉法第 7 4 条の規定により、同法第 6 9 条第 1 項の規定に基づいて届け

出る必要はないこと。

- (2) 児童福祉法施行規則第36条の33に規定する届け出事項のうち「条例，定款その他基本約款」について，幼稚園を設置する学校法人においては学校法人の寄付行為の変更（事業の実施を寄付行為に位置づけることなど）を求めるものではないこと。

ただし，事業の実施を寄付行為へ位置づけることを妨げるものではないこと。

- (3) 寄付行為に代わる事業実施根拠となる書類については，届け出の際，あらかじめ茨城県保健福祉部子ども家庭課に問い合わせること。

問合せ先

茨城県総務部総務課私学振興室

029-301-2249

FAX 029-301-2259

事 務 連 絡
平成 2 1 年 8 月 5 日

各都道府県私立学校主管課 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課

児童福祉法等の一部を改正する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた事業について幼稚園を設置する学校法人が実施する場合における寄附行為への位置づけについて

厚生労働省より発出されました平成 21 年 3 月 31 日付け通知「児童福祉法等の一部を改正する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた事業について」（雇児総発第 0331002 号、雇児保発第 0331004 号。以下「平成 21 年 3 月 31 日付け通知」という。）によりお知らせしていますが、昨年 11 月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 85 号）により、第二種社会福祉事業として地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等を実施する者はその実施に当たり都道府県知事に届出を行うことが義務づけられました。

今回の改正により、地域における子育ての支援のために幼稚園が実施するものについても、児童福祉法第 34 条の 10 の規定に基づき地域子育て支援拠点事業を行う場合や、児童福祉法第 34 条の 11 の規定に基づき一時預かり事業を行う場合には届出を行う必要がありますが、このたび、届出が必要となった事業を行う場合の手續について疑義照会が寄せられており、下記のとおり回答しますので、適切にご対応いただくとともに、貴管内の関係団体に周知をお願いします。

記

1. 地域子育て支援拠点事業について

- 社会福祉法（昭和 26 年法律第 49 号）第 69 条第 1 項に基づく地域子育て支援拠点事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 6 項及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 1 条の 7 の規定により、市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限られること。

- 市町村からの委託等を受けて、地域子育て支援拠点事業を実施する者については社会福祉法第 69 条第 1 項に規定する事項を届け出る必要があること。
- 社会福祉法第 69 条第 1 項に規定する届出事項のうち「条例、定款その他基本約款」について、幼稚園を設置する学校法人においては学校法人の寄附行為の変更（事業の実施を寄附行為に位置付けることなど）を求めるものではないこと。この他、事業の根拠となる届出書類については都道府県の児童福祉担当課へ照会のこと。

2. 一時預かり事業について

- 児童福祉法第 6 条の 2 第 7 項に基づく一時預かり事業を行う場合、児童福祉法第 34 条の 11 第 1 項の既定に基づいてあらかじめ届け出る必要があること。
なお、社会福祉法第 74 条の規定により、同法第 69 条第 1 項の規定に基づいて届け出る必要はないこと。
- 児童福祉法施行規則第 36 条の 33 に規定する届出事項のうち「条例、定款その他の基本約款」については、幼稚園を設置する学校法人が当該学校法人の寄附行為を変更すること（事業の実施を寄附行為に位置付けることなど）を求めるものではないこと。この他、事業の根拠となる届出書類については都道府県の児童福祉担当課へ照会のこと。

(本件担当)

(幼稚園における子育て支援関係)

初等中等教育局幼児教育課企画係

TEL : 03-6734-3136 (直通)

(寄附行為関係)

高等教育局私学部私学行政課法規係

TEL : 03-6734-2527 (直通)

○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第六条の二

- 6 この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。
- 7 この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

第三十四条の十 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、地域子育て支援拠点事業を行うことができる。

第三十四条の十一 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。

○児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）

第一条の七 法第六条の二第六項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの（市町村（特別区を含む。以下同じ。）又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

- 一 子育て支援に関して意欲のある者であつて、子育てに関する知識と経験を有するものを配置すること。
- 二 おおむね十組の乳幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の十分な広さを有すること。ただし、保育所その他の施設であつて、児童の養育及び保育に関する専門的な支援を行うものについては、この限りでない。
- 三 原則として、一日に三時間以上、かつ、一週間に三日以上開設すること。

第一条の八 法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うもの（特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。）とする。

第三十六条の三十三 法第三十四条の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 職員の定数及び職務の内容

- 五 主な職員の氏名及び経歴
 - 六 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
 - 七 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
 - 八 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - 九 事業開始の予定年月日
- 2 法第三十四条の十一第一項の規定による届出を行おうとする者は、終始予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（定義）

第二条

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

- 二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

（施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始）

第六十七条 市町村又は社会福祉法人は、施設を必要としない第一種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 事業の種類及び内容
- 三 条例、定款その他の基本約款

（第二種社会福祉事業）

第六十九条 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

第七十四条 第六十二条から第七十一条まで並びに第七十二条第一項及び第三項の規定は、他の法令によつて、その設置又は開始につき、行政庁の許可、認可又は行政庁への届出を要するものとされている施設又は事業については、適用しない。